

教員の労働組合設立及び運営等に関する法律（略称：教員労組法）

[施行 2016. 8. 4]

[法律第 13936 号、2016. 2. 3. 他法改正]

雇用労働部（公務員労使関係課）044-202-7653

HP－法令 58

（目的）

第 1 条 この法律は、「国家公務員法」第 66 条第 1 項及び「私立学校法」第 55 条にかかわらず、「労働組合及び労働関係調整法」第 5 条ただし書きにより教員の労働組合の設立に関する事項を定め、教員に適用する「労働組合及び労働関係調整法」に関する特例を規定することを目的とする。
[条文改正 2010. 3. 17]

※国家公務員法第 66 条

（集団行為の禁止）

第 66 条

- （1）公務員は、労働運動その他公務以外の用務のために集団行為をしてはならない。ただし、事実上労務に従事する公務員は例外とする。
- （2）前項ただし書きの事実上労務に従事する公務員の範囲は、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則又は大統領令で定める。
- （3）第 1 項ただし書きに規定された公務員として労働組合に加入した者が組合業務に専任するには、所属長官の許可を受けなければならない。
- （4）前項による許可には、必要な条件を付けることができる。

[条文改正 2008. 3. 28]

※私立学校法第 55 条

（服務）

第 55 条

- （1）私立学校の教員の服務に関しては、国・公立学校の教員に関する規定を準用する。

（改正 2012. 1. 26）

（第 2 項以下略）

（定義）

第 2 条 この法律で「教員」とは、「初等・中等教育法」第 19 条第 1 項で規定する教員をいう。ただし、解雇された者であって「労働組合及び労働関係調整法」第 82 条第 1 項により労働委員会に不当労働行為の救済申請をした者は、「労働委員会法」第 2 条による中央労働委員会（以下「中央労働委員会」という。）の再審判定がある時まで、教員とみなす。

[条文改正 2010. 3. 17]

(政治活動の禁止)

第3条 教員の労働組合（以下「労働組合」という。）は、一切の政治活動をしてはならない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(労働組合の設立)

第4条

(1) 教員は、特別市・広域市・道・特別自治道（以下「市・道」という。）単位又は全国単位でのみ労働組合を設立することができる。

(2) 労働組合を設立しようとする者は、雇用労働部長官に設立申告書を提出しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2010. 3. 17]

(労働組合専任者の地位)

第5条

(1) 教員は、任命権者の許可がある場合は、労働組合の業務にだけ従事することができる。

(2) 前項により許可を受けて労働組合の業務にのみ従事する者（以下「専任者」という。）は、その期間中「教育公務員法」第44条及び「私立学校法」第59条による休職命令を受けたとみなす。

(3) 専任者は、その専任期間中、〔教員としての?〕給料を受けることができない。

(4) 専任者は、その専任期間中、専任任者であることを理由として、昇級又はその他の身分上の不利益を受けない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(交渉及び締結権限等)

第6条

(1) 労働組合の代表者は、その労働組合又は組合員の賃金、勤務条件、厚生福祉等経済的・社会的地位の向上に関して、教育部長官、市・道教育長又は私立学校設立・経営者と交渉し、団体協約を締結する権限を有する。この場合において、私立学校は、私立学校設立・経営者が全国又は市・道単位で連合して交渉に応じなければならない。 (改正 2013. 3. 23)

(2) 前項の場合に、労働組合の交渉委員は、当該労働組合の代表者及びその組合員で構成しなければならない。

(3) 組織対象を同一とする2以上の労働組合が設立されている場合は、労働組合は、交渉窓口を単一化して団体交渉を要求しなければならない。

(4) 第 1 項による団体交渉をし、又は団体協約を締結する場合は、関係当事者は、国民世論及び父兄の意見を取りまとめ、誠実に交渉し、団体協約を締結しなければならない、その権限を乱用してはならない。

(5) 第 1 項による団体交渉の手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2010. 3. 17]

(団体協約の効力)

第 7 条

(1) 第 6 条第 1 項により締結された団体協約の内容のうち法令・条例及び予算により規定される内容及び法令又は条例により委任を受けて規定される内容は、団体協約としての効力を持たない。

(2) 教育部長官、市・道教育長及び私立学校設立・経営者は、前項により団体協約としての効力を持たない内容については、その内容が履行されるように誠実に努力しなければならない。

(改正 2013. 3. 23)

[条文改正 2010. 3. 17]

(争議行為の禁止)

第 8 条 労働組合及びその組合員は、ストライキ、怠業又はその他の業務の正常な運営を妨げる一切の争議行為をしてはならない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(労働争議の調停申請等)

第 9 条

(1) 第 6 条による団体交渉が決裂した場合は、当事者いずれか一方又は両側は、中央労働委員会に調停を申請することができる。

(2) 前項により当事者いずれか一方又は両側より調停の申請があったときは、中央労働委員会は、直ちに調停を開始しなければならない、当事者両側は、調停に誠実に臨まなければならない。

(3) 調停は、前項による申請を受けた日から 30 日以内に終えなければならない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(仲裁の開始)

第 10 条 中央労働委員会は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、仲裁を行う。

(改正 2010. 6. 4)

1. 第 6 条による団体交渉が決裂し、関係当事者両側がともに仲裁を申請した場合
2. 中央労働委員会が提示した調停案を、当事者のいずれか一方〔又は両側とも〕が拒否した場合

3. 中央労働委員会委員長が職権により、又は雇用労働部長官の要請により、仲裁に回付する決定をした場合

[条文改正 2010. 3. 17]

(教員労働関係調整委員会の構成)

第 11 条

- (1) 教員の労働争議を調停・仲裁するために、中央労働委員会に教員労働関係調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、中央労働委員会委員長が指名する調整担当公益委員 3 人で構成する。ただし、関係当事者が合意して中央労働委員会の調整担当公益委員でない者を推薦する場合は、その者を指名しなければならない。
- (3) 委員会の委員長は、委員会の委員のうちで互選する。

[条文改正 2010. 3. 17]

(仲裁裁定の確定等)

第 12 条

- (1) 関係当事者は、中央労働委員会の仲裁裁定が違法であり、又は越権によるものと認める場合は、「行政訴訟法」第 20 条の規定にかかわらず、仲裁裁定書の送達を受けた日から 15 日以内に、中央労働委員会委員長を被告にして行政訴訟を提起することができる。
- (2) 前項の期間内に行政訴訟を提起しなければ、その仲裁裁定は確定する。
- (3) 前項により仲裁裁定が確定したときは、関係当事者は、これに従わなければならない。
- (4) 中央労働委員会の仲裁裁定は、第 1 項による行政訴訟の提起によって効力は停止しない。
- (5) 第 2 項により確定した仲裁裁定の内容は、団体協約と同じ効力を有する。

[条文改正 2010. 3. 17]

(教員請願審査請求との関係)

- 第 13 条 「労働組合及び労働関係調整法」第 81 条第 1 号及び第 5 号による行為により教員が解雇及びその他の不利益を受けたことを理由として、当該教員又は労働組合が同法第 82 条第 1 項により労働委員会に救済を申請した場合は、「教員の地位向上及び教育活動保護のための特別法」第 9 条の規定にかかわらず、教員請願審査委員会に請願審査を請求できない。 (改正 2016. 2. 3)

[条文改正 2010. 3. 17]

(他の法律との関係)

第 14 条

- (1) 教員に適用する労働組合及び労働関係調整に関し、この律で定めていない事項については、

第 2 項で定める場合を除き、「労働組合及び労働関係調整法」で定めるところによる。この場合、「労働組合及び労働関係調整法」第 3 条中「団体交渉又は争議行為で」とあるのは「団体交渉で」と、同法第 4 条本文中「団体交渉・争議行為」は「団体交渉」と、同法第 10 条第 1 項各号以外の部分中「連合団体である労働組合と 2 以上の特別市・広域市・道・特別自治道に係る単位労働組合は雇用労働部長官に、2 以上の市・郡・区（自治区をいう。）に係る単位労働組合は特別市長・広域市長・道知事に、その他の労働組合は特別自治道知事・市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下第 12 条第 1 項で同じ。）に」とあるのは「雇用労働部長官に」と、同法第 12 条第 1 項中「雇用労働部長官、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事又は市長・郡守・区庁長（以下「行政官庁」という。）」は「雇用労働部長官」と、同法第 58 条、第 60 条第 1 項から第 4 項まで及び第 61 条第 3 項中「調停委員会又は単独調整人」は「教員労働関係調停委員会」と、同法第 59 条中「調停委員会の委員長又は単独調整人」は「教員労働関係調停委員会委員長」と、同法第 61 条第 1 項中「調停委員全員又は単独調整人」は「教員労働関係調停委員会委員全員」と、同法第 66 条第 1 項、第 67 条及び第 68 条第 2 項中「仲裁委員会」は「教員労働関係調停委員会」と、同法第 81 条第 3 号中「労働組合の代表者又は労働組合から委任を受けた者」とあるのは「労働組合の代表者」と、同法第 90 条中「第 44 条第 2 項、第 69 条第 4 項、第 77 条又は第 81 条」とあるのは「第 81 条」と、同法第 94 条中「第 88 条から第 93 条まで」とあるのは「第 89 条第 2 号、第 90 条、第 92 条、第 93 条」と読み替え、同法中「勤労者」は「教員」と、「使用者」は「教育部長官、市・道教育長、私立学校の設立・経営者又は教員に関する事項に関し教育部長官、市・道教育長、私立学校の設立・経営者のために行動する者」と、「行政官庁」は「用労働部長官」とみなす。

(改正 2010. 6. 4、2013. 3. 23)

- (2) 「労働組合及び労働関係調整法」第 2 条第 4 項ウのただし書き、第 24 条、第 24 条の 2、第 29 条第 2 項から第 4 項まで、第 29 条の 2 から第 29 条の 5 まで、第 36 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 42 条の 2 から第 42 条の 6 まで、第 43 条から第 46 条まで、第 51 条から第 57 条まで、第 60 条第 5 項、第 62 条から第 65 条まで、第 66 条第 2 項、第 69 条から第 73 条まで、第 76 条から第 80 条まで、第 81 条第 2 号ただし書き、第 88 条、第 89 条第 1 号、第 91 条及び第 96 条第 1 項第 3 号は、この法律による労働組合には適用しない。

[条文改正 2010. 3. 17]

(罰則)

第 15 条

- (1) 第 8 条に違反して争議行為をした者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。
- (2) 第 12 条第 3 項に違反して仲裁裁定に従わない者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

[条文改正 2010. 3. 17]

付則（法律第 5727 号、1999. 1. 29）

- （1）（施行日）この法律は、1999 年 7 月 1 日から施行する。
- （2）（有効期間）第 6 条第 3 項の規定は、2009 年 12 月 31 日までその効力を持つ。

（改正 2001. 3. 28、2006. 12. 30）

付則（法律第 11690 号、2013. 3. 23）（政府組織法）

（施行日）

第 1 条

- （1）この法律は、公布の日から施行する。
- （2）省略

第 2 条から第 5 条まで省略

（他の法律の改正）

第 6 条

- （1）から（521）まで省略
- （522）教員の労働組合設立及び運営等に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第 6 条第 1 項ビラ、第 7 条第 2 項及び第 14 条第 1 項後段中「教育科学技術部長官」をそれぞれ「教育部長官」と改める。

- （523）から（710）まで省略

第 7 条 省略